
佐賀産業保健総合支援センター「かささぎ」メール・マガジン

平成 29 年（2017）4 月 17 日 第 106 号

◇◆◇<目次>◇◆◇

1. 研修会のご案内 *平成 29 年 5 月の研修会ピックアップ*
2. 産業保健関係情報・統計情報等（厚生労働省）

■ 1. 研修会のご案内 *平成 29 年 5 月の研修会ピックアップ*

【産業保健研修】

<研修会番号 1>

日 時：平成 29 年 5 月 2 日（火） 14：00～16：00

会 場：アバンセ 4 階 第 3 研修室 A（佐賀市天神 3-2-11）

テーマ：「メンタルヘルスとコミュニケーション」

講 師：村久保 雅孝

<研修番号 2>

日 時：平成 29 年 5 月 17 日（水） 14：00～16：00

会 場：メートプラザ佐賀 多目的室（佐賀市兵庫北 3-8-40）

テーマ：「職場における騒音の測定と対策」

講 師：高倉 敏行

<研修番号 3>

日 時：平成 29 年 5 月 23 日（火） 14：00～16：00

会 場：メートプラザ佐賀 多目的室（佐賀市兵庫北 3-8-40）

テーマ：「労働衛生教育」

講 師：市場 正良

<研修番号 4>

日 時：平成 29 年 5 月 30 日（火） 14：00～16：00

会 場：アバンセ 4 階 第 3 研修室 A（佐賀市天神 3-2-11）

テーマ：「がん検診について（がん検診と治療と就労について）」

講 師：原 めぐみ

◎詳細はこちらから。 <http://sagas.johas.go.jp/index.php?id=22>

■ 2. 産業保健関係情報・統計情報等【厚生労働省】

- ◆ 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申 ～産業医制度等に
係る見直しを行います～ 【厚生労働省】

厚生労働大臣は、平成 29 年 2 月 22 日に、労働政策審議会（会長 樋口 美雄 慶應義
塾大学商学部教授）に対し、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」につい
て諮問を行いました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 土橋 律 東京大学大学院工学
系研究科教授）で審議が行われ、本日、同審議会から、妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて速やかに省令の改正作業を進めます（平成 29 年 3 月公布、平成 29 年 6 月 1 日施行予定）。

<省令案のポイント>

- (1) 健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供
- (2) 長時間労働者に関する情報の産業医への提供
- (3) 産業医の定期巡視の頻度の見直し

◎詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000154537.html>

◆ 陸上貨物運送事業における荷役作業等を防止するための留意事項 ～重大な災害事例に学ぶ災害防止ポイント～ 【厚生労働省】

【荷役 5 大災害対策】

陸上貨物運送事業では、荷役災害が多いことから、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するためには、事業者、労働者の皆さま自らが、荷役災害防止対策をはじめ、労働災害防止対策に取り組まれることが必要です。

荷役作業等を行う現場でご活用いただくために、実際に発生した重大な災害事例に着目し、現場で作業に従事する労働者の皆さまの視点にたつて、陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための安全対策のポイントをまとめました。

特に死亡災害の約 8 割を占める荷役 5 大災害（1. 墜落・転落、2. 荷崩れ、3. フォークリフト使用時の事故、4. 無人暴走、5. 後退時の事故）を防止するためのチェックリストを作成したので、各職場の自主的な点検を進めてください。

◎詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html>

◆ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について【厚生労働省】

厚生労働省では、労働災害防止団体などとともに、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、平成 29 年 4 月を準備期間、5 月から 9 月までを実施期間とする「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を新たに実施します。

職場における熱中症は、猛暑だった平成 22 年以降 400 人から 500 人で推移しており、減少傾向がみられません。また、死亡者数は、多い年は 30 人を超えるなど、平成 24 年から 28 年までの 5 年間で 80 人を超えています。

職場における熱中症を予防するためには、単に個々の労働者に水分・塩分の摂取を呼びかけるだけでなく、事業場として、予防管理者の選任などの管理体制を確立することが必要です。また、WBGT 値（暑さ指数）を測定し、その結果に基づき、熱への順化期間の確保、作業場所の WBGT 値の低減、休憩時間の確保、熱中症の発症に影響を及ぼす疾病を有する労働者への配慮などの対策を確実に講じていくことも必要です。

厚生労働省では、今回のキャンペーンを通じ、これらの対策の徹底を図り、職場における熱中症による労働災害の大幅減少、特に死亡災害ゼロを目指します。

◎詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156477.html>

◆ 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版] の策定について【厚生労働省】

厚生労働省では、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（技術上の

指針公示第 21 号。以下「石綿指針」という。) については、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルによりその具体的留意事項を示し、周知啓発を図っているところであるが、今般、同マニュアルについて下記を要点とする改訂を行い、2.10 版を厚生労働省ウェブサイトに掲載しました。

◎詳細はこちら。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/jigyo/ryuujikou/

◆ 「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申 ～船倉内の荷役作業終了後の清掃作業等について呼吸用保護具の着用が必要になります～【厚生労働省】

厚生労働省は、この答申を踏まえ、速やかに省令の改正作業を進めます（平成 29 年 4 月公布、6 月 1 日施行予定）。

<省令案のポイント>

(1) これまで「粉じん障害防止規則」及び「じん肺法施行規則」において粉じん作業として定められていなかった船倉内の荷役作業終了後の清掃作業についても、粉じん作業として定め、じん肺健康診断を行うことなどが必要となります。

(2) 船倉内の荷役作業終了後の清掃作業等について有効な呼吸用保護具の着用が必要となります。

◎詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000155690.html>

◆ 平成 29 年度「全国安全週間」を 7 月に実施 ～今年度のスローガンが決定。事業場と本社による全社的な安全管理などを呼びかけ～ 【厚生労働省】

<平成 29 年度「全国安全週間」スローガン>

「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」

今年で 90 回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

厚生労働省では、7 月 1 日（土）から 7 日（金）までを「全国安全週間」、6 月 1 日（木）から 30 日（金）までを準備期間として、各職場で巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っていきます。

◎ 詳細はこちら。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000158876.html>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

ご相談・ご質問をお待ちしています！

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

佐賀産業保健総合支援センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。各専門分野の産業保健相談員を中心に対応し、解決方法を助言させていただきます。ご利用は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

【担当分野・相談例】

産業医学 : ●健康診断の事後措置 ●職業性疾病の予防対策 ●職場巡視の方法

労働衛生工学 : ●作業環境の維持管理と改善の方法 ●測定機器の扱い方
メンタルヘルス : ●職場におけるメンタルヘルスの進め方
労働衛生関係法令 : ●関係法令の解釈
カウンセリング : ●職場における指導 ●相談の進め方
保健指導 : ●勤務形態や生活習慣病に配慮した生活指導の仕方
※各専門分野の相談員名簿についてはこちら↓↓

<http://sagas.johas.go.jp/index.php?id=7>

◇∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞◇

独立行政法人 労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4階
TEL 0952-41-1888 FAX 0952-41-1887

●ホームページ <http://sagas.johas.go.jp/>

●Eメール sanpo41-8@sagas.johas.go.jp

◇∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞◇

メルマガ変更・配信中止のご通知は「メルマガメールアドレス変更」または「メルマガ配信中止」と件名にご記載の上、こちら sanpo41-8@sagas.johas.go.jp まで)

【記入例】 件名：メールアドレス変更希望

旧アドレス[]

新アドレス[]